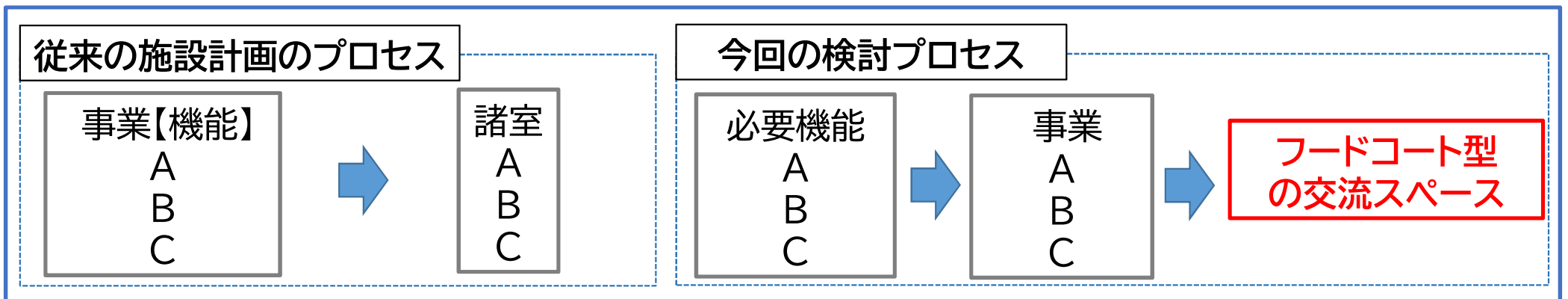
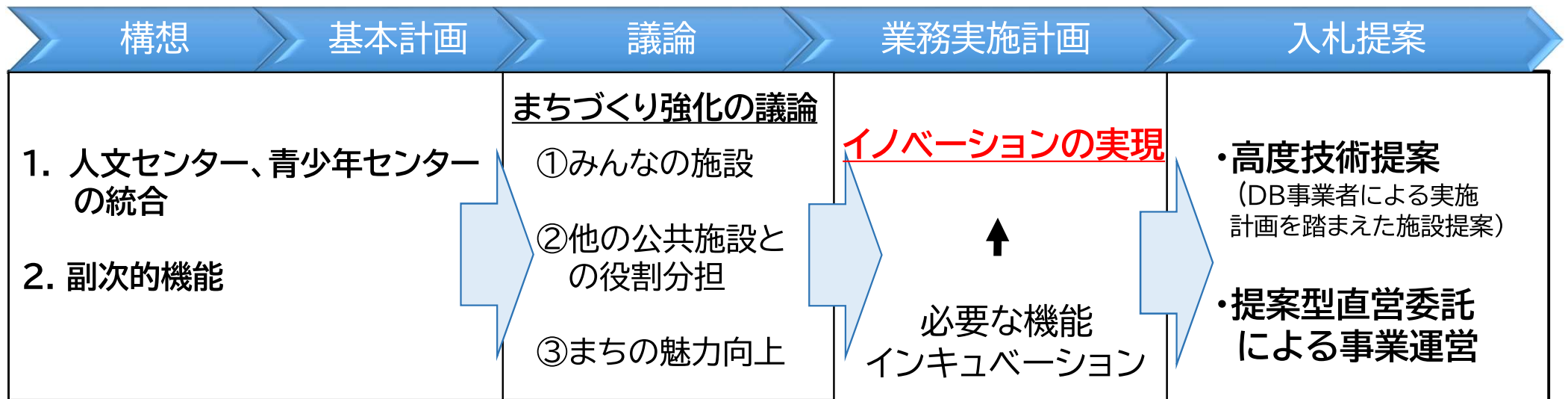


(仮称)多世代交流拠点施設から始まる『にぎわい・活力』増進プラン

※ここで策定方針を示すプランは、「基本計画」の策定を経て、「多世代交流拠点施設」に係る要求水準書案の作成のため、実施方針を定めるものとする。

令和5年6月
和泉市総務部人権文化センター

まちの「にぎわい・活力」を生み出す施設へ



「イノベーション」と「インキュベーション」

めざすべき「イノベーション」とそれに必要な「インキュベーション」機能

4つの「イノベーション」

■にぎわい・活力

(“呼び込み”から“創出”へ)

■人材育成・担い手・社会資源

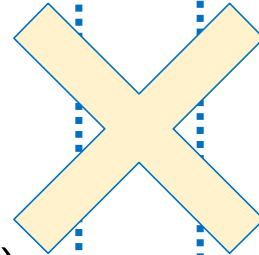
(より多世代・より多様・より包括的)

■コミュニティ形成

(“地縁”で集う人、“テーマ”で集う人)

■ダイバーシティ

(時代のニーズに合わせた事業展開)



4つの「インキュベーション」

・「社会的課題解決」

・「新しい公共」

・「多世代交流」

・「情報収集・発信活動」

具体的事業内容

想定する具体的事業

(1) 「社会的課題解決」のインキュベーション

- ・人権啓発事業
 - ・一般相談、人権相談、進路相談、
総合生活事業
- (一般相談・進路相談・心理カウンセリング等)
※市全体の「相談窓口の整備」と連携して検討

(2) 「新しい公共」のインキュベーション

- ・SB・CB、NPOの立ち上げ支援
- ・交流事業、研修事業
- ・中間支援組織の育成支援

(3) 「多世代交流」のインキュベーション

- ・子育て、青少年健全育成
- ・「高齢者・障がい者・外国人支援」拡充
- ・「社会的孤立」解消
- ・伝承文化保存継承事業
- ・文化活動を通じて交流事業(音楽活動等)
- ・学力向上、学習支援に資する事業

(4) 「情報収集・発信活動」のインキュベーション

- ・図書・資料・電子情報、閲覧、読み聞かせ
- ・発信、研修、インフルエンサー
- ・メディア配信・販売事業、交流事業(イベント)等

「創発の場（含：自由広場）」（仮称）

市営「創発の場（含：自由広場）」（仮称）で、
「サードプレイス」（居場所）から「フォースプレイス（新たなつながり）」へ

フォースプレイス

富秋地域、市全体の
にぎわい・活力の創出、
魅力向上

市が主体となって
「創発の場（含：自由広場）」
と「ファシリテーション」を提供
(場の広さ、形状の工夫が必要)

- ・多様で「異質」な人々が気軽に集まり、交流
- ・目的を持った人々が、「つながり」を求め、「対話」を行う
- ・誰かに相談してヒントを得たい、新たなことに挑戦したい、問題解決型NPOを立ち上げたい、動機・目的を果たそうとする老若男女、ワーケーション（休暇や兼業との両立）…。

創発、共創

ファーストプレイス

↓
くらしの中で多くの時間を過ごす「自宅」

セカンドプレイス

↓
同じく「職場」「学校」

サードプレイス

自分にとって居心地のよい「居場所」
例：こども、保護者、独居高齢者、
社会的孤立など、「同質」の対象者の
福祉的な地域の居場所

既存事業

必要な機能に応じた「既存事業」の見直し

(1) 「社会的課題解決」のインキュベーション

- ☞「人権」啓発・情報発信は、改良の後、継続
- ☞「人権」講座・イベントは、改良の後、継続
- ☞「人権」資料室の設置・運営事業は、改良の後、継続

(2) 「新しい公共」のインキュベーション

- ☞「登録団体」拠点事業は、改良の後、吸収

(3) 「多世代交流」のインキュベーション

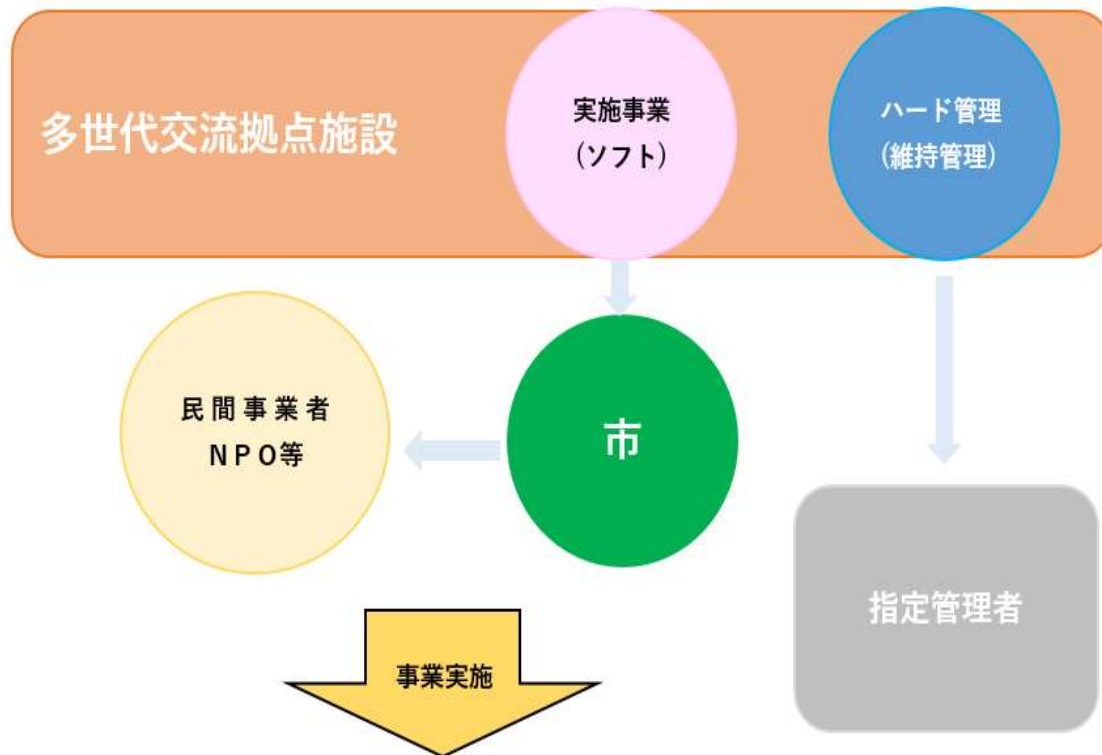
- ☞「ユースジェネレーション」事業は、改良の後、継続
- ☞「ひまわりランド」事業は、改良の後、継続
- ☞「どろんこ」事業は、改良の後、吸収
- ☞「自習室」事業は、改良の後、吸収
- ☞「伝承文化」事業は、改良の後、継続

(4) 「情報収集・発信活動」のインキュベーション

- ☞「にじの図書館」事業は、改良の後、吸収

施設管理・運営形態

施設の維持管理・運営形態



【ハード管理】

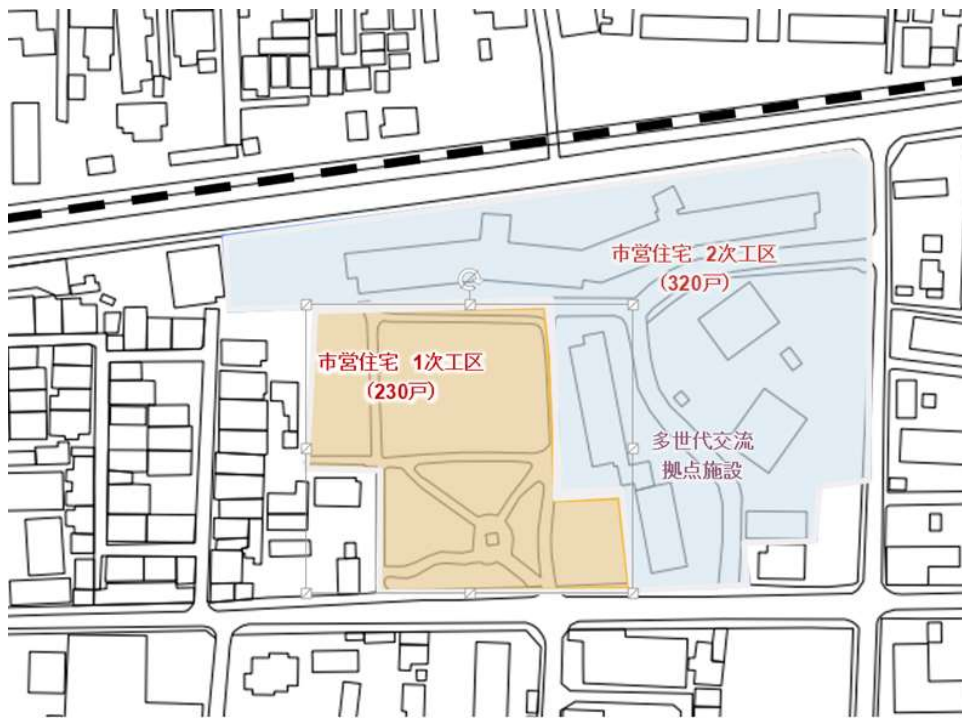
指定管理者制度の導入

【ソフト事業】

事業内容に応じて、委託と直営の最適な手法を選択するハイブリット方式を選択

平面図

■平面図



【整備位置】

整備用地のうち現在の和泉第一団地の敷地内に整備することとする。位置は、多世代が集い交流する複合拠点を整備するという本事業目的に沿うこと、並びに府道大阪和泉南線（以下、「府道30号」という。）及び市道王子町18号線に面した位置で敷地の間口を50m以上(府道30号接道部分)確保することを条件とする。

【施設面積】

延床：約2,800㎡ + 自由広ひろば約1,000㎡
※ただし必要な機能に対して不十分と認められる場合は3,000㎡以内

【施設駐車場】

70台以上整備するものとする。ただし、市営住宅も含めた事業全体の施設計画も考慮し、多世代交流拠点施設周辺に最低35台以上整備し、一体整備できない残りの台数については、近隣の王子第一団地跡地内に整備することとする。なお、施設利用者の利便性の観点から、障がい者用スペース等については配慮された計画であることとする。

民間事業者へ求めるアイデア

DBでの高度技術提案型一般競争入札における事業者提案(項目案)

- ・共有性、オープン性、相互交流性を高める設備的工夫
- ・各「具体的事業」事務用スペースの設備的工夫
- ・交流軸(とみまち広場・通学路)との親和性が高くなるような「交流しやすい、入りやすい」、玄関・エントランスの設備的工夫
- ・1階と2階との「区分」と「連絡」の設備的工夫
- ・パーテーションなどの設備